

第1回　日野市と原告団との協議（議事要点録）【確定版】

日 時　： 令和4年 11月 16日（水）10時～11時05分
場 所　： 市役所 4階 402会議室
出席者　： 原告団 中谷共同代表、窪田共同代表・弁護団、花田、笠間、井上
日野市 萩原副市長、竹村総務部長、高橋企画部長、小平環境共生部長、岡
田まちづくり部長、加藤浅川清流環境組合事務局長、小笠クリーン
センター長

1　あいさつ

萩原副市長　：9月28日に9月議会最終日において、判決確定の報告、10月2日に原告団の皆様への市長からの謝罪、10月9日に原告団と市とで合意を締結した。そして本日の協議が開催されることとなった。合意4項目については市長からも丁寧に対応するようにとの指示もある。

中谷原告団代表：合意4項目についてお互いの内容の確認をしたい。原告は70人以上おり何回か合意内容について議論した。市と合意内容について、率直に意見交換ができる場づくりをしたい。お互いが遠慮なくものを言える実りのある会議としたい。

2　出席者紹介

上記出席者名簿のとおり

3　今後の進め方と方向

クリーンセンター長：合意内容1については、環境共生部長が窓口、協議体の設置などの方向性の確認を行う。合意内容2については、クリーンセンター長が窓口、3市覚書の再確認を行う。合意内容3については、クリーンセンター長が窓口、ごみゼロ社会の実現化に向けての確認等を行う。合意内容4については、浅川清流環境組合事務局長が窓口、2市及び浅川清流環境組合への報告の方法の確認を行う。

原告A：1979年（S54）北川原公園の都市計画が決定され、水再生センターの建設が始まった。そこに搬入路という計画が持ち上がり、公園をつぶしてまでと正直思った。都市計画法3条ではつくる（整備する）義務であるが、壊す（公園を外して搬入路をつくる）義務ではないと思った。令和4年3月議会での市長の発言は、判決確定前の発言であり、「都市計画を変更する」という発言は、立場上しょうがないと思った。その後、判決が確定した後の9

月議会での発言では、技術的・財政的な問題も含めて都市計画変更するだけでなくあらゆる方策を検討することは素晴らしいと思った。司法判断される前と後で筋の通った素晴らしい発言であったと思う。迷惑なものをどこかに押し付けてしまって終わりではなく、市民自治として互いに原点を再確認していくチャンスとなった。これからが大事だと思う。

副市長：今後は司法判断を受けて、責任をもってやらせていただく。口先だけではなく合意書に沿って進めていくことを約束する。合意文書内にもある広く市民と検討する中に皆様方もいると理解している。

環境共生部長：合意項目1について、今はプランがないが、今後案を示していただきたい。

原告B：北川原公園の意義、歴史的経緯、し尿処理は昭和33年からと記録があるが、焼却がいつから始まったのか、都市計画決定の経緯などまとまっている資料を示していただきたい。合意項目1の専門家については東京都などにも意見を聴ける場があるとよい。

副市長：その分野の専門家についてはあらゆる方策を検討する上でやりとりさせていただきたい。市民の方々への説明、いわゆる市長とともに行動を行う予定であるが、これについてご意見はないか。

原告C：合意内容の説明は中学校区でやるのか。

副市長：逆に提案はありますか。

原告C：広域化の説明時は、市内の中学校区（8か所）で行い、私は自治会主催の2回を含め三沢中の説明会に出た。広く市民を対象にした説明会（例えば中学校区ごと）を行っていただきたい。清掃年表を見ると、石田の地区だけで焼却が続けられてきた。こうした歴史や今後について、市民皆で考えていくような会にしたい。

原告D：（クリーンセンター）地元5自治会や（北川原公園周辺）4自治会へまずは丁寧に説明してもらいたい。その後、市民対象とした説明会を各地で開いてもらいたい。

原告A：市とともに原告団も説明会に参加し、過去から学んだことなどを発言させていただきたい。

クリーンセンター長：2市及び浅川清流環境組合への合意内容の説明については、市長への説明かそれとも3市構成団体協議会（部課長会）などへの説明か、3市一緒に個々に説明に行くか等ご意見はないか。

原告B：まずは、市との意見交換が必要である。30年後どうするかのことは大きい問題・課題と思っている。3市でやることも決まっていない。覚書にあるのは3市一緒にやるときは次なる施設は日野市外ということ。覚書の中身の再確認について行いたい。いずれにしても次の施設建設にあたっては、やはりごみができる限り減らすことである。とはいっても、全国的にも3市は10万人以上の市で10位以内のごみの少ない市であり、これを減らすことは容易いことではない。まずは4項目の内容について議論していく必要がある。

副市長：30年後のことについて、2市の市民へも、日野市民へも伝えられているのかという問題がある。そのことも説明していただきたい。

原告A：原告団として発言できる限界はある。訴訟を通じて市民自治のきっかけになったこ

とを伝えていきたい。

原告E：(ごみを極力減量して) 30年よりもっと早めて自区内処理を進めていく姿勢がほしいという考えにある。一部事務組合へは声が届かず、市民の声が届く一部事務組合にしてほしい。今の状態では心配である。

クリーンセンター長：元に戻るが、2市への報告の仕方について議論願いたい。

原告A：まずは市長に報告し、実務者レベルでの協議に入りたい。(小金井市長は11月27日市長選挙で現在不在なので) 国分寺市には11月か12月中には先行して報告したい。

原告B：まずは合意文書の説明をして受けていただきたい。

浅川清流環境組合事務局長：まずは部長級ではどうか。

副市長：文書でやりとりするのはいかがか。

原告A：両市長に申し入れをまずはして、意見交換するはどうか。

副市長：申し入れ文書は市がつくる。

クリーンセンター長：北川原公園周辺4自治会への説明、そして、クリーンセンター地元5自治会へはまずクリーンセンターだよりでお知らせしたいがいかがか。

原告C：5自治会については、当面は、クリーンセンター便りの配布はいいと思う。4自治会、5自治会についても役員だけではなく広く地域住民を対象の説明会を開いてほしい。自治会だけではなく校区の調整をお願いしたい。

クリーンセンター長：合意項目3のごみゼロ社会の実現については、現在ごみゼロプランの中間検証年であり、ごみ減量・リサイクル等推進協議会で進捗管理を行い、廃棄物減量等推進審議会での確認を経てパブコメ予定。ごみ減量についての目標値等についての変更はなくごみ減量を進める。

原告C：3市ごみ減量推進市民会議での意見も入っているのか。4自治会、5自治会への説明の仕方については、自治会だけでなく校区での調整をお願いする。

クリーンセンター長：3市ごみ減量推進市民会議には「ごみ減量」と「情報の発信方法」の2つのワーキンググループがあり、ごみ減量施策については3市行政計画と同じ方向性を持って進めており、ごみゼロプランにも取り入れられている。地元説明の校区での説明については、まずは自治会役員と調整したい。

環境共生部長：原告Aさんの発言の中で、まずは2市長への報告を行いその後実務者レベルでという発言があったが、北川原周辺4自治会への説明は、市長報告の後でよいか。

原告A：4自治会への説明は、判決の確定こと、合意内容の説明であり進めるべきである。

副市長：この会はオープンにするうえでも議事録を公開したい。

原告D：口述録が欲しい。

クリーンセンター長：会議要点録の確認などメールでやり取りしたいがいかがか。

原告B：よろしい。

4 その他

クリーンセンター長：この会は定期的に行うか、それとも必要性に応じて開くか。

原告A：次回については、年内に調整いただきたい。

本日の協議会のまとめ

- 1 市民に理解していただくため、次回までに北川原公園の歴史的経緯、焼却の始まり、都市計画決定の経緯など資料を日野市側でまとめる。
- 2 北川原公園内搬入路の検討方法の案を環境共生部がたたき台案を示す。
- 3 日野市から2市に合意内容の報告の申し入れを行う。まずは市長あてに提出するが、部長級での調整等、方法については市に任せる。
- 4 まずは、クリーンセンター地元5自治会へはクリーンセンターだよりで判決の確定および合意内容を伝える。
- 5 北川原公園周辺4自治会へは判決の確定および合意内容を伝える。説明会については、その方法を自治会を通じて協議する。
- 6 判決確定および合意の内容について広く市民の理解を得るために説明会の在り方については、次回以降の協議の中で検討する。
- 7 議事録（要点録）は公開する。
- 8 今後の日程調整や協議内容等については、窓口を原告団中谷氏と小笠（クリーンセンター長）とする。
- 9 次回は年内で調整する。